

第10章 施策の実施計画の策定・実施

保存管理並びに活用・整備の事業の実施にあたっては、旧計画での段階的な取組、整備基本計画での短期・中期・長期の区分による取組を示した。本計画の改定は、整備基本計画（第1期）の短期が終了する段階であり、その取組状況を踏まえた上で、今後の取組について改めて短期と中・長期に分けて整理する。

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度の10か年としている。このうち前半の5か年を短期として取り組む。その後のおおむね5か年を中期とし、短期での取組・成果及び積み残した取組・課題を踏まえ、改めて優先順位を検討し、着実な実施をめざす。なお、中期から短期への取組の前倒しなどには状況に合わせて柔軟に対応する。

本計画の計画期間以降は長期とし、短期・中期における保存・活用・整備などの取組・成果を検証する。その時点での整備の状況や新たな課題、社会情勢などを踏まえて、取組の内容や期間を検討し、必要に応じて本計画を改定する。なお改定にあたっては、文化庁・大阪府文化財所管課による指導、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会などによる助言を踏まえつつ行う。

第1節 短期・中期計画

追加指定や公有化については、必要に応じて進め、所有者の意向を尊重し理解と協力を得て取り組む。活用については、史跡の価値の解明のための調査を継続して実施し、調査成果に基づく暫定的な公開に取り組む。また、学校教育や生涯学習、地域における活用は現状をより充実させていく。整備は現在進めている御廟表塚古墳の環境整備事業など整備基本計画（第1期）に基づいて進める。整備基本計画については、第1期計画の計画期間が終了するため、本計画策定後、第2期計画の策定に取り組む。管理・運営体制は関連団体などとの連携は引き続きを行い、研修などを通じてその充実を図る。

第2節 長期計画

長期では基本的には短期・中期計画で実施している事業を継続するが、それまでの取組成果を検証し、その時点での現状（保存管理・活用・整備状況）や新たな課題などを踏まえて、取組の内容や期間を検討し、計画に位置づけている取組についての優先順位を検討し、着実な実施をめざす。整備については、整備基本計画に基づき未整備の古墳や追加指定を行った古墳から着手する。また、整備済みの古墳については経年劣化した施設などの再整備も検討していく。

長期の取組では、保存管理面では、整備事業で設置した施設などの保存管理が新たに必要になる。また活用面では、調査研究を継続して進めていく中で新たな調査成果を盛り込んだ活用を行うことが想定される。したがって、案内・解説施設や各古墳の説明板は、調査成果を反映し、必要に応じて更新を行う。また、総合案内板は百舌鳥古墳群周遊の玄関口であるJR阪和線百舌鳥駅の駅前広場整備時に合わせて設置する。

実施計画総括表

項目		短期 (令和5年度(2023) ～令和9年度(2027))	中期 (令和10年度(2028) ～令和14年度(2032))	長期 (令和15年度(2033)～)
保存活用計画	計画の策定・改定 令和5年3月策定	→	→ 継続実行 →	→ 策定
本計画に基づいて事業実施、見直し				
保存管理	維持管理点検	→	→ 継続実施 →	→
		本計画に基づく日常的・定期的な維持管理、災害時の点検、応急措置		
	調査	→	→ 継続実施 →	→
		未整備・未指定の発掘調査、植生管理に関する調査・研究、総合調査、公開		
	追加指定（史跡外）	→	→ 必要に応じて実施 →	→
	公有化（史跡内）	→	→ 必要に応じて実施 →	→
	現状変更	→	→ 継続実施 →	→
		本計画に基づく厳密な運用・コントロール		
活用	学校教育における活用の推進	→	→ 継続実施 →	→
	生涯学習における活用の推進	→	→ 継続実施 →	→
	地域における活用の推進	→	→ 継続実施 →	→
	観光振興における活用の推進	→	→ 継続実施 →	→
	大学・研究機関などとの連携の推進	→	→ 継続実施 →	→
	情報発信の充実	→	→ 継続実施 →	→
整備計画	整備基本計画などの策定 H30年(2020)策定	→ 第2期計画策定 →	→	→
		見直し検討 策定準備		
整備	保存のための整備	→	→ 必要に応じて実施 →	→
		崖面・崩落防止対策・再整備		
	復旧・防災整備	→	→ 必要に応じて実施 →	→
		災害時の復旧・雨水処理施設などの整備、応急措置		
	植生整備	→	→ 必要に応じて実施 →	→
		危険（枯損）木、竹林の伐採など		
	定期的観察	→	→ 継続実施 →	→
		古墳カルテの作成 カルテに沿った観察		
活用のための整備	古墳復元整備 (墳丘復元など)	御廟表 塚古墳	実施設計→着工 (R4年3月→R5年)	→ 継続実施 →
		調査成果に基づき適宜実施・再整備		
	史跡周辺施設整備	→	→ 継続協議 →	→
		史跡近隣公園整備・再整備（大仙公園・いたすけ公園・陵南中央公園）		
運営・体制の整備	保存管理施設	→	→ 継続実施 →	→
		説明板の更新（調査成果に応じた更新・適宜）、史跡標柱石（追加指定時）		
	管理体制の充実	→	→ 継続実施 →	→
		管理団体の指定		
	ボランティア体制の充実	→	→ 継続実施 →	→
		研修などの実施		
	地域住民との連携強化	→	→ 継続実施 →	→
	行政の関連部局・ 関係団体との連携強化	→	→ 継続実施 →	→